

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3160号)

<目次>

1	諮問書	1
2	概要	2
3	改正案	12
4	参考資料	23

(公印・契印省略)

諮問第3160号
令和5年1月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣臨時代理
国務大臣 高市 早苗

諮 問 書

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）に基づき電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号及び改正法附則第2条に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

令和5年1月20日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。
※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。
※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。
※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。
- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授)において、卸料金の適正性の確保に係る規律の詳細について検討し、同研究会での議論を踏まえて省令案を作成。

改正後の電気通信事業法(令和5年6月16日施行)

第38条の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、**総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項**を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2【新設・特定卸電気通信役務の提供義務】 **特定卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)**を提供する電気通信事業者は、**正当な理由がなければ**、その業務区域における当該**特定卸電気通信役務の提供を拒んでは**ならない。

3【新設・特定卸電気通信役務に係る情報の提示義務】 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時まで、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて**当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項**を提示するよう求められたときは、**正当な理由がなければ、これを拒んでは**ならない。

4【新設・特定卸電気通信役務に係る業務改善命令】 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

諮問事項

(1) 特定卸電気通信役務の範囲(第2項関係)

- ・ 特定卸電気通信役務の範囲から除く「**電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務**」を定める。※告示は諮問対象外

(2) 情報提示義務を課す事項(第3項関係)

- ・ 特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた際に、卸先事業者への提示を拒んではならない「**協議の円滑化に資する事項**」を定める。

(3) 卸電気通信役務に関する届出事項の整理(第1項関係)

- ・ 特定卸電気通信役務に係る規律の整備に伴い、卸電気通信役務の提供の業務に関する総務大臣への届出事項を整理する。

諮問対象外の事項

(4) 役務提供義務及び情報提示義務の例外(第2項及び第3項関係)

- ・ 関係するガイドラインにおいて、卸元事業者が役務提供及び情報提示を拒むことができる「**正当な理由**」の範囲を明確化する。

(5) その他の規定整備

(1) 特定卸電気通信役務の範囲

省令改正案

(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲)

第25条の7の5【新設】 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる**電気通信役務**(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。)以外のものとする。

一 **FTTHアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。)

二 **携帯電話**(様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。)又は**全国BWAアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)

三 その他総務大臣が**別に告示するもの**

新規告示案

電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 **光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるIP電話**(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいい、電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。)

二 **セルラーLPWA**(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。)を用いる**電気通信役務**(電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第二号に該当するものを除く。)

規定の趣旨

① 特定卸電気通信役務の範囲

- ・ 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のものが、特定卸電気通信役務の範囲となる。
- ・ 広く一般利用者が利用するサービスの提供のため、多くの電気通信事業者に用いられるという観点から、次の役務を特定卸電気通信役務の範囲とする。(その利用者に対して現に提供していないものを除く。)
 - i) FTTHアクセスサービス(第1号)
 - ii) 携帯電話、全国BWAアクセスサービス(第2号)※1
 - ※1 3.9-4G、5G対応のものに限る。
 - iii) 別に告示で定める役務(第3号)※2
 - ※2 市場の競争環境に変化が生じた場合に、特定卸電気通信役務の範囲を柔軟に見直すため、競争環境を踏まえるべき一部の役務については、告示において特定卸電気通信役務の範囲とする。

② 特定卸電気通信役務の範囲を別に定める告示(諮問対象外)

- ・ 現時点においては、次の役務を告示に規定する。
 - iv) **光IP電話** (「光回線電話」を除く。)
 - v) **セルラーLPWA**
- ・ 光IP電話については、固定電話のIP網への移行に伴い、**双方向番号ポータビリティが可能となった場合には、特定卸電気通信役務の範囲から除外する**(別途改正予定)。

(2) 情報提示義務を課す事項

省令改正案

(法第38条の2第3項の総務省令で定める事項)

第25条の7の6【新設】 **法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**

- 一 **接続料相当額**(特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者(以下この号において「卸元電気通信事業者」という。)が、当該特定卸電気通信役務と**同等の電気通信役務を**、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を**接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき金額**(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。)に**相当する額**であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位(前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位)で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。)

二 特定卸電気通信役務に関する**料金と接続料相当額との差額の用途**

2【新設】前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する**FTTHアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数**(以下この項において「**接続料相当額指数**」という。)を**提示すれば足りる**。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算出については、次の式中「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」と、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とあるのは、「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とする。

接続料相当額指数 = 前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る**接続料相当額指数** × (接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る**接続料相当額** ÷ 前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る**接続料相当額**)

規定の趣旨

① 情報提示義務を課す事項(第1項)

- 指定設備設置事業者は、他の電気通信事業者から特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた場合において、当該事業者から求めがあったときは、正当な理由なく、卸電気通信役務の**料金の算定方法及び特定卸電気通信役務の提供に関する協議の円滑化に資する事項を提示を拒んではならない**。
- 卸料金の高止まりに関する指摘の背景にあった、卸元事業者が提示する情報量の不足を補う観点から、協議の円滑化に資する事項として次の事項の提示義務を課す**。

i) 接続料相当額

※卸元事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を「接続」により提供しようとする場合に卸元事業者が取得すべき金額に相当する額であつて、特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

ii) 卸料金と接続料相当額の差額の用途

② FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額の提示の特例(接続料相当額指数の算定方法)(第2項)

- FTTHアクセスサービスについては、競争状況への影響等を勘案して、接続料相当額そのものの提示義務は課さず、接続料相当額の水準を表す指数(接続料相当額指数)を提示すれば足りるものとする**。
- 接続料相当額指数は、**最初の提示日**(施行の際現に提供されている特定卸電気通信役務については前事業年度最終日(P.9参照))における**接続料相当額を100とした情報提示時点における接続料相当額の指数とする**。

省令改正案

(法第38条の2第1項の総務省令で定める事項)

第25条の7【改正】 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一～三 略)

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。)ごとの次に掲げる事項

(イ～フ 略)

一 **第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務**

(一～四 略)

二 **第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)**(特定卸電気通信役務に該当するもの及び通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。)

(一・二 略)

7

規定の趣旨

- ・ 現在、指定設備設置事業者は、指定設備を用いる卸電気通信役務全てについて届出義務が課されるとともに、特に公正競争を確保する必要性が高い

i) FTTHアクセスサービス

ii) 携帯電話、BWAアクセスサービス

の卸電気通信役務を、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者※1に対して提供する場合は、提供内容・料金等の事項及び契約書等の写し等、詳細な届出を義務付けている。

※1 FTTHアクセスサービスについては、全卸先事業者(契約書等の写しの届出については、一部の卸先事業者)

① 特定卸電気通信役務に係る整理

- ・ 電気通信事業者間の適正な競争に及ぼす影響が少なくない卸電気通信役務たる特定卸電気通信役務について、詳細届出の対象に追加※2する。

※2 具体的には、光IP電話、セルラーLPWA等が詳細届出の対象に加わる。

② 5G対応のBWAアクセスサービスに係る整理

- ・ 令和2年8月に無線設備規則(第3条第12号の2)にBWAアクセスサービス(5G対応)に係る規定が追加されたことを踏まえ、詳細な届出の対象である「BWAアクセスサービス」においても5G対応のものが含まれることを明確化する※3。

※3 電気通信事業報告規則第4条の9(第二種指定電気通信設備設置事業者の特定関係法人における卸電気通信役務に係る報告義務)においても同旨の改正を行う。(諮問対象外)

○ 特定卸電気通信役務に係る役務提供義務及び情報提示義務については、それぞれ「正当な理由」がある場合は提供・提示を拒めることとしているが、「正当な理由」の範囲について、関連するガイドライン(※)において明確化する。

(※) 固定通信分野に関しては、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月策定、令和元年9月最終改定)、移動通信分野に関しては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年策定、令和3年12月最終改定)において明確化する。

① 役務提供を拒める「正当な理由」

- 電気通信事業法が規定する電気通信回線との接続を拒める場合と同等の正当な理由がある場合、特定卸電気通信役務の提供を拒むことができる。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

- 以上の「電気通信回線との接続を拒める場合と同等の正当な理由」には、移動通信分野において、MNOがBtoBtoX型のビジネスを提供する中でMNOがパートナー企業に特定卸電気通信役務を提供する場合であって、当該MNOが他のMVNOに当該特定卸電気通信役務を提供する事で、当該パートナー企業の知的財産権を侵害する場合等も含まれる。

② 情報提示を拒める「正当な理由」

- 例えば、次のような場合については、情報提示を拒める「正当な理由」に該当する。
 - i) 当該事項が、卸提供事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかである場合
 - ii) 当該事項が、卸提供事業者が提供する役務(卸電気通信役務を除く。)の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害する場合
- 単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらない。

改正後の電気通信事業法(令和5年6月16日施行)

第39条において準用する第35条第1項

総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、同項に規定する正当な理由があると認めるとき及び第一百五十六条第二項において準用する第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

省令改正案

(特定卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第25条の9【改正】 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第19の2(第25条の9関係)【新設】

特定卸電気通信役務に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

(略)

不調

特定卸電気通信役務に関する協議が 不能 のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

(略)

規定の趣旨

特定卸電気通信役務の提供に係る申立て

- ・ 特定卸電気通信役務の提供に関する協議において、協議が不調又は不能となり、かつ、一方当事者の申立てがあつた場合には、総務大臣は、正当な理由がある場合等を除き、特定卸電気通信役務の提供に関する契約の協議の開始・再開を命ずる。
- ・ 省令において、申立てに係る 様式の整備を行う。

省令案(附則)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、**電気通信事業法の一部を改正する法律**(令和四年法律第七十号)の**施行の日**(令和五年六月十六日)から**施行する**。

(経過措置)

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、**この省令の施行の際現に提供する**電気通信事業者の電気通信事業の用に供する**FTTHアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。)について、**最初に**この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第二十五条の七の六第二項の規定による**接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については**、同項ただし書の規定にかかわらず、**次の式により行うものとする**。

$$\text{接続料相当額指数} = 100 \times (\text{接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額} \div \text{前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額})$$

- 3 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、**新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない**。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。
- 4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、**この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、施行後遅滞なく総務大臣に報告しなければならない**。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に報告している場合は、この限りではない。

規定の趣旨

① 施行期日(第1項)

- ・ 本省令は、法の施行日に施行する。

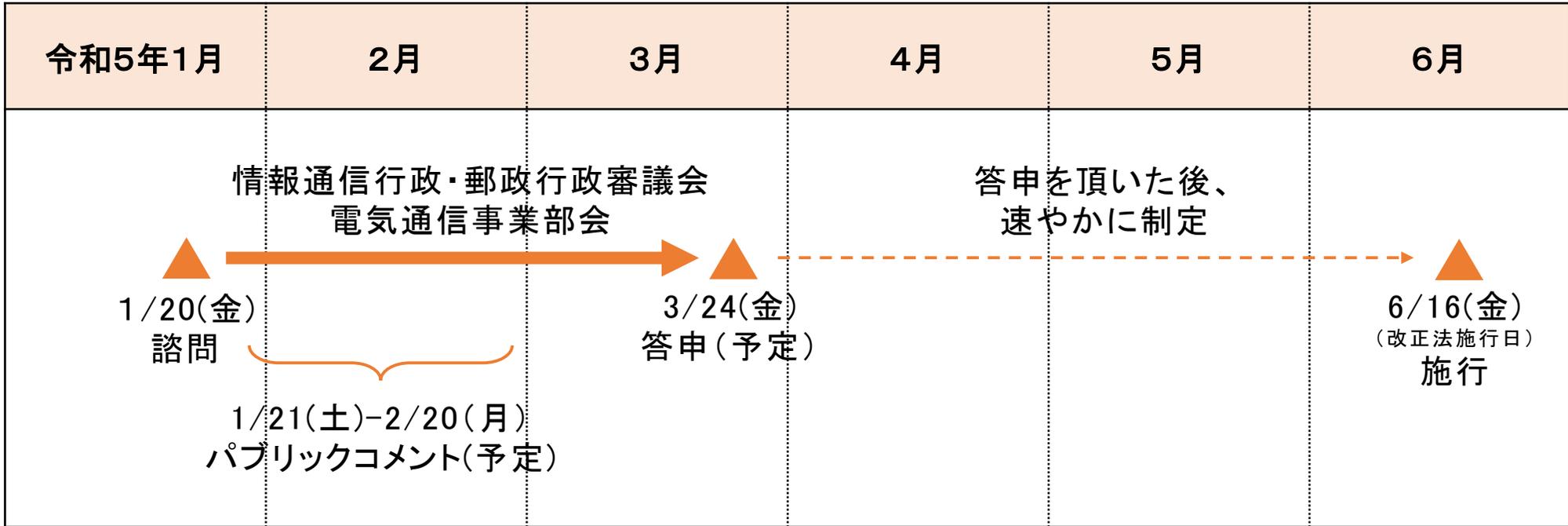
② 接続料相当額指数に係る経過措置(第2項)

- ・ この省令の施行の際現に提供されているFTTHアクセスサービスの卸(NTT東日本・西日本の光サービス卸)に関する経過措置(施行初年度の接続料相当額指数の算定方法)を規定する。

③ 卸電気通信役務に関する届出に係る経過措置(第3項)

- ・ 卸電気通信役務に関する届出事項の整理(P.6)に伴う経過措置を規定する。

※第二種指定電気通信設備設置事業者の特定関係法人における卸電気通信役務に係る報告義務についても同旨の経過措置を規定(第4項、諮問対象外)



(参考) 接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

- 令和4年9月27日(火) 第62回会合(事務局より論点案の提示、議論)
- 10月19日(水) 第63回会合(卸先事業者等(テレコムサービス協会FVNO委員会、同MVNO委員会、日本インターネットサービスプロバイダー協会(JAIPA))からヒアリング)
- 11月15日(火) 第64回会合(指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)からヒアリング)
- 11月30日(水) 第65回会合(事務局より制度整備に関する論点整理案の提示、議論)
- 12月21日(水) 第66回会合(事務局より制度整備に関する骨子案の提示、議論)

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 松本 剛明

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合(同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。))に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。))ごとの次に掲げる事項

〔イ〕フ 略

一 第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線(当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務にあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。))の数が五万未満のものを除く。)

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合(同号の表の上欄一の項に掲げるFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。))に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 同上

〔同上〕

〔イ〕フ 同上

一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。)

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線(当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供されるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。))の数が五万未満のものを除く。)

<p>二 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（特定卸電気通信役務に該当するもの及び通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）</p>	<p>二 その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。）</p>
<p>二 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（特定卸電気通信役務に該当するもの及び通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>二 その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>

〔五 略〕
（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）</p>	<p>二 その提供を受ける当該FTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該FTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。）</p>
<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>

〔五 同上〕
（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三 法第三十八条の二第一項の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書(第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合(同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。))又は同条第五号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、第四号又は第五号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出)

第二十五条の七の四 法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲)

第二十五条の七の五 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。)(以外のものとする。)

一 FTTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。)

二 携帯電話(様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。))又は全国BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)

三 その他総務大臣が別に告示するもの

(法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項)

第二十五条の七の六 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 接続料相当額(特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者(以下この号において「卸元電気通信事業者」という。))が、当該特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき金額(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書(第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合(同号の表の上欄一の項に掲げるFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。))にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出)

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

[新設]

[新設]

下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。)に相当する額であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位(前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位)で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。

一 特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

2 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF-T-T-Hアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数(以下この項において「接続料相当額指数」という。)を提示すれば足りる。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算出については、次の式中「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」とし、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とあるのは、「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とし、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」を「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数×(接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額÷前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額)」とする。

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第18の5 (第25条の5関係)

【略】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【表略】

【注1～5 略】

様式第18の7 (第25条の7の3関係)

【略】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【表略】

【注1・2 略】

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

様式第18の5 (第25条の5関係)

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【表同左】

【注1～5 同左】

様式第18の7 (第25条の7の3関係)

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【表同左】

【注1・2 同左】

様式第18の8 (第25条の7の4関係)

【略】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【略】

【注1・2 略】

様式第19の2 (第25条の9関係)

特定即電気通信役務に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

不調

特定即電気通信役務に関する協議が不能のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第19の3 (第25条の9関係)

【略】

【表略】

【注 略】

様式第18の8 (第25条の7の4関係)

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【同左】

【注1・2 同左】

【新設】

様式第19の2 (第25条の9関係)

【同左】

【表同左】

【注 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十四 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十四 同上〕

〔二〇七 同上〕

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、この省令の施行の際現に提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスをいう。）について、最初にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十五条の七の六第二項の規定による接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、同項ただし書の規定にかかわらず、次の式により行うものとする。

接続料相当額指数 = $100 \times$ (接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額) / (新施行規則施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければ

3 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければ

ならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、施行後遅滞なく総務大臣に報告しなければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に報告している場合は、この限りではない。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十五条の七の五第三号の規定に基づき、同号の電気通信役務を次のとおり定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

- 一 光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいい、電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。）
- 二 セルラーLPWA（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）を用いる電気通信役務（電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第二号に該当するものを除く。）

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の 適用関係に関するガイドライン

平成14年6月策定

令和~~3~~年~~12~~月~~5~~年~~0~~月最終改定

~~令和3年12月~~

総務省総合通信基盤局

目次

1	ガイドラインの目的等	3
	(1)ガイドラインの目的	3
	(2)ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲	3
	1) MNO	3
	2) MVNO	4
	3) MVNE	4
2	電気通信事業法に係る事項	5
	(1)MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続	5
	1) 電気通信事業の登録・届出	5
	2) 電気通信番号使用計画の認定等	5
	(2)MVNOとMNOとの間の関係	5
	1) 卸電気通信役務の提供による場合	6
	ア 卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律	6
	イ 二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律	7
	ウ 特定卸電気通信役務の提供に係る規律	8
	2) 事業者間接続による場合	11
	ア 事業法第32条に基づく一般的規律	11
	イ 二種指定事業者の接続に係る規律	16
	3) MNO等によるMVNOの兼営	30
	4) 市場支配的なMNOに係る規律	31
	5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項	31
	ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化	31
	イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化	32
	ウ 接続等関連情報の取扱い	33
	エ ネットワークのふくそう対策	34
	オ MVNOによる端末の調達	34
	カ 電気通信番号の適切な管理	35
	キ 障害情報の提供	37
	6) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合	37
	ア 法制上の解釈に関する相談	37
	イ 意見申出制度	38
	ウ 協議が調わなかった場合の手続	38
	(3)MVNOと利用者との間の関係	39
	1) MVNOと利用者との間の契約関係	39
	2) 消費者保護規律	41
	(4)その他	43
	1) 業務協定の認可の申請	43
	2) 通信量等の報告	43
	3) 事業開始の届出内容の変更の届出等	43
	4) 契約数等の報告	44

ア	仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO	44
イ	仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO	44
オ	(他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。)	44
5)	電気通信番号の使用状況の報告	45
3	電波法に係る事項	46
(1)	事業開始の際に必要な手続	46
(2)	MVNOとMNOの関係	46
4	ローミングに係る事項(電気通信事業法及び電波法関連)	48
(1)	国内ローミング	48
(2)	国際ローミング	48
5	開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO	50
(1)	電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の 遂行	50
(2)	電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行	50
6	見直し	52

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者（MNO: Mobile Network Operator）の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和25年法律第131号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2) ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、MVNOと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、MVNOとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、MVNOの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義（working definition）し、用いることとする（今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。）。

なお、次の定義に必ずしも該当しないMVNOであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

1) MNO

MNOとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

2) MVNO

MVNOとは、

- ① MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、
- ② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義する^{1,2}。

3) MVNE

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

- ① MVNOの課金システムの構築・運用、MVNOの代理人として行うMNOとの交渉や端末調達、MVNOに対するコンサルティング業務などを行う場合であつて、自らが電気通信役務を提供しない場合
- ② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例、MNO及びMVNEとの関係の例（いずれもイメージ図）】

⇒ 図1のとおり。

¹ 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

² なお、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項第19号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。」と定義している。

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

1) 電気通信事業の登録・届出

MVNOは、その事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない³（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第10条第1項）⁴。

2) 電気通信番号使用計画の認定等

MVNOは、その事業を営もうとする場合、~~MNOが指定を受けた~~電気通信番号⁵を使用して電気通信役務を提供することになることから、事業法及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の規定に基づき、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定（MVNOが自ら電気通信番号の指定を受ける場合には、当該電気通信番号の指定を含む。）を受けなければならない（事業法第50条の2第1項及び電気通信番号規則第2章）。

ただし、総務大臣が定める標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）と同一の電気通信番号使用計画を作成する場合には、申請等の手続を行うことなく、認定を受けたものとみなすことを可能としている（事業法第50条の2第3項）。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

MVNOとMNOとの関係について、MNOからMVNOに対する卸電気通信役務

³ その設置する電気通信回線設備が電気通信事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

⁴ 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄2932の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

⁵ ①電気通信番号規則別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号(020から始まる番号)、②同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号(070、080又は090から始まる番号)、③同表第9号に掲げるIMSI、④同表第11号に掲げる付加的役務識別番号(1XY)及び⑤同表第12号に掲げる緊急通報番号(110、118及び119)が代表的な電気通信番号であり、③については、MVNOが指定を受ける場合もある。MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合があります。

の提供、又はMNOとMVNOとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】

⇒ 図2のとおり。

1) 卸電気通信役務の提供による場合

ア 卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律

MVNOが、MNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第29条第1項第10号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第121条）⁶。MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある⁷（事業法第29条第1項第

⁶ 認定電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒むことの出来る正当な理由としては、①天災、事故等により電気通信設備に故障が生じ役務提供が不能となる場合、②申込者が過去に料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合、③その申込みを承諾することにより当該電気通信事業者の利益を不当に害し、又は他の利用者に著しい不便をもたらすおそれがある場合、④正常な企業努力にもかかわらず、速やかに需要に応ずることが出来ない場合等が想定されている。

⁷ 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）

(https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html)に記載されており、次のような行為がこれに該当する。

(例)

・MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

10号)。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

イ 二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律

第二種指定電気通信設備（事業法第34条第1項に基づき、令和元年総務省告示第181号⁸により総務大臣が指定した設備）を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2第1項に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定当該MNOから事業法施行規則第25条の7に定める卸電気通信役務⁹についての提供を受ける者が、当該MNOの特定関係法人¹⁰であるMVNO（その提供を受ける特定の当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が5万未満のものを除く。）又である場合又はその当該MNOから当該卸電気通信役務の提供を受ける特定の卸電気通信役務者がその提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末特定移動端末設備の数が50万以上のMVNOがいるである場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供

・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。

・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第5項）。

⁸ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁹ 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は携帯電話又若しくはBWAアクセスサービス（WiMAX2+及びAXGPに限る。）（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。以下1)において同じ。

¹⁰ 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう（事業法第12条の2第4項第1号）。以下同じ。

条件等を含む。) ¹¹を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様) ¹²。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、報告規則第4条の9に定める卸電気通信役務¹³を当該MNOの特定関係法人であるMVNO(その提供を受ける特定の当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末特定移動端末設備の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供のする業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない(これらを変更等するときも同様)(報告規則第4条の5-9)。

ウ 特定卸電気通信役務¹⁴の提供に係る規律

(ア) 提供義務

二種指定事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない(事業法第38条の2第2項)。ここで正当な理由とは、次の①~④に掲げる場合等が想定される。

① 二種指定事業者による電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

(例)

- ・二種指定事業者がMVNOの特定卸電気通信役務の提供の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該二種指定事業者のHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・二種指定事業者の利用者の個人情報等がMVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者における周波数の不足等¹⁵により当該二種指定事業者の利

¹¹ 具体的には、電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

¹² 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている(事業法第39条の2)。

¹³ 第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(通信モジュール向けに提供するものを除く。)

¹⁴ 携帯電話、全国BWAアクセスサービス及びセルラーLPWAの卸電気通信役務であり、当該卸電気通信役務に付加的に提供される役務(料金情報、転送電話、国際ローミング等)については除く。

¹⁵ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する特定卸電気通信役務の提供形態・サービス内容や二種指定事業者の事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

用者¹⁶への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁷

- ・ 二種指定事業者が、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、二種指定事業者による適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁸

② 特定卸電気通信役務の提供が二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき

(例)

- ・ 二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ 二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁹
- ・ MNOとMVNOを兼営する者が二種指定事業者に特定卸電気通信役務の提供を申込み場合であって、当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合²⁰
- ・ 二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネス²¹を提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他のMVNOに提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

¹⁶ 当該二種指定事業者が周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

¹⁷ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する二種指定事業者は、当該認定を受けた開設計画に従い、MVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

¹⁸ ふくそう対策は、二種指定事業者とMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、二種指定事業者がMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、二種指定事業者には、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

¹⁹ 二種指定事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

²⁰ 特定卸電気通信役務の提供の申込みを受けた二種指定事業者の利益を不当に害すると認められるためには、特定卸電気通信役務の提供を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

²¹ 電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルを指す。

③ 特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(例)

- ・二種指定事業者が、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²²

④ 特定卸電気通信役務の提供の申入れに応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であるとき

(例)

- ・MVNOが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために二種指定事業者側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・二種指定事業者が、MVNOが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、特定卸電気通信役務の提供に係る最低契約期間の設定や期間内契約解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²³

(イ) 情報提示義務

特定卸電気通信役務を提供する二種指定事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れをMVNOから受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをしたMVNOの負担すべき金額その他の提供条件について提示をする時まで、当該申入れをしたMVNOから、当該提示

²² 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

²³ 最低契約期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、契約期間の設定や違約金の預入れを求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない²⁴（事業法第38条の2第3項）。

特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として、次に掲げる事項を提示するものとする（事業法施行規則第25条の7の6第1項）。

・ 接続料相当額

二種指定事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を事業者間接続により提供しようとする場合に当該二種指定事業者が取得すべき金額に相当する額であつて、当該特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

・ 特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

また、MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合に正当な理由とは次の①及び②に掲げる場合が想定される。なお、二種指定事業者がこれに違反した場合は、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある^{25,26}（事業法第29条第1項第10号）。第38条の2第4項）。

① 提示することによって二種指定事業者の競争上の利益が不当に害されるおそれがある情報の提示を求められたとき
（例）

²⁵ 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）

（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）に記載されており、以下のような行為がこれに該当する。

—（例）

- ・ MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。
- ・ 自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
- ・ MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

²⁶ また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第5項）。

- ・ 二種指定事業者と特定卸電気通信役務の提供を受ける者との間で締結された秘密保持契約によって保護されている情報であって、当該特定卸電気通信役務の提供を受ける者に固有の情報であることが明らかであるものの提示をMVNOから求められた場合
- ・ 二種指定事業者が自社の利用者（卸電気通信役務の利用者を除く。）向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報の提示をMVNOから求められた場合
- ・ 二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネスを提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務の接続料相当額の提示をMVNOから求められた場合

② 特定卸電気通信役務のうち、原価情報を提示することが困難であると考えられるものについて接続料相当額の提示を求められたとき

(例)

- ・ 特定卸電気通信役務の一部を構成する役務であって、その原価情報を抽出することが困難である役務（緊急通報、優先電話及び発信者番号通知等）について接続料相当額の提示をMVNOから求められた場合

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

MVNOは、その電気通信設備をMNO及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「MNO等」という。）の電気通信回線設備²⁷と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、MNO等は、MVNOからその電気通信設備をMNO等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第32条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってMVNOが取得する情報

²⁷ 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電氣的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

²⁸その他の接続条件については、まずはMVNOにおいて提示すべきものであり、MNOはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

（例）

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等²⁹により当該MNOの利用者³⁰への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合³¹
- ・MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³²

²⁸ 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

- ・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）
- ・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

- ・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報
- ・主にHLR (Home Location Register: 端末位置登録等の機能を持つ設備) などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報
- ・主にCDR (Call Detail Record: 通話明細情報) などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報
- ・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

²⁹ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

³⁰ 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

³¹ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

³² ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）

（例）

- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損され、MNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合³³
- ・ MNOとMVNOを兼営する者が他のMNOに接続を申込み場合であって、当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合³⁴

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）

（例）

- ・ MNOが、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³⁵

④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）

（例）

- ・ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費

³³ 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

³⁴ 接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害すると認められるためには、接続を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

³⁵ 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

- 用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOが、MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³⁶

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない³⁷。

また、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

（イ）利用者料金の設定権の帰属

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる³⁸。

（ウ）接続料の課金方式

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接

³⁶ 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

³⁷ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1 裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

³⁸ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる³⁹。

（エ）接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

（オ）接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

³⁹ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3 裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

(カ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

(ア) 接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から様式第17の4の7まで、様式第17の4の9、様式第17の4の10（二種接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式第17の4の2から様式第17の4の9-10まで）⁴⁰及び平成29年総務省告示第37号⁴¹に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第34条第4項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第34条第5項に基づき、当該接続約款を公表⁴²する義務を負う。

(イ) 標準的接続箇所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接

⁴⁰ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html

⁴¹ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁴² 接続約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（事業法施行規則第23条の8）。

続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4第1項に規定されている。

なお、同条第2項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

(ウ) アンバンドル機能等

事業法第34条第3項第1号口の二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定されている。

ア) 基本的な考え方

二種接続料規則第4条第1項に定める機能について、aのとおり「アンバンドル⁴³等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

a アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、**以下次**の要件を満たした場合に設定する。

⁴³ 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること⁴⁴

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項の表に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能
- ② データ伝送交換機能
- ③ 番号ポータビリティ転送機能
- ④ ショートメッセージ伝送交換機能

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが⁴⁵、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、

⁴⁴ 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

⁴⁵ 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

接続約款の変更命令の対象となる可能性がある⁴⁶。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合には、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑥までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 携帯電話のEメール転送機能
- ③ パケット着信機能
- ④ 端末情報提供機能
- ⑤ HLR/HSS連携機能
- ⑥ リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能⁴⁷

(エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第34条第3項第1号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第23条の9の5に規定されている。また、同条第1項第1号イ(1)の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成28年総務省告示第107号⁴⁸（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

⁴⁶ アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

⁴⁷ MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報(SIMプロファイル)のSIMへの書込み(SIMプロビジョニング)をオンラインで遠隔操作により行うための機能。その形態としては、MNOの調達するRSPのシステムをMVNOが利用する形態と、MVNOの調達するRSPのシステムをMNOのネットワークに連携させる形態があり得る。「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(令和2年2月)において示されたとおり、二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう本機能の開放が行われることが望ましい。

⁴⁸ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第6号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけでなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 役務利用管理システム又はSIMカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第2条第5号に基づく、MVNOの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、MVNO側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

(オ) 接続料の算定

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成28年総務省告示第110号⁴⁹に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「2 電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

ア) 原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれ

⁴⁹ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

の附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、a及びbに示す3ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。

a) 契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用⁵⁰が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

⁵⁰ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

- a) 接続料原価対象外費用は、cに示す考え方に基づいて特定する。
 - b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
- b データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第4条第2項第1号に掲げる部分に係る接続料）
- (a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。
 - a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。
 - b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。
 - (b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。
 - a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用⁵¹及び接続事業者が使用しない設備に係る費用⁵²が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。
 - b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
 - (c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。
 - a) 接続料原価対象外費用は、cに示す考え方に基づいて特定する。

⁵¹ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

⁵² 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

c 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動⁵³に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集⁵⁴に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）

② 他の事業者が個別に負担している設備費⁵⁵

③ 付加機能⁵⁶の用に供する設備費

⁵³ 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。

⁵⁴ 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。

⁵⁵ 例として、POI回線に係る費用。

⁵⁶ 例として、留守番電話機能。

イ) 利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第8条第6項の他人資本比率、同令第9条第2項の自己資本比率等の利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

ウ) 有利子負債の範囲

二種接続料規則第8条第7項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

エ) リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、基礎事業年度（二種接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

オ) 主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

カ) 音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第11条第3項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。このとき、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

- ① 第二種指定端末系交換設備
- ② 第二種指定中継系伝送路設備
- ③ 第二種指定中継系交換設備
- ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
- ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑦ 信号用伝送路設備
- ⑧ 信号用中継交換機
- ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
- ⑪ 設備への帰属が認められないもの

キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、需要は、実績原価方式においては「接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値」、将来原価方式においては、「接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値」とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

ク) 複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第16条第1項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される⁵⁷。

- ・ 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
- ・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類
その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。

⁵⁷ 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

- ・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第2項により読み替えて適用する同令第3章及び第4章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

a 原価算定

(a) 算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「ア）原価算定の3ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ3において「接続料対象外費用」として控除する。

(b) 算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

b 利潤算定

(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

- a) 貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目
- b) 損益計算書上の「営業外費用」の全科目

(b) 法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を

行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

b 接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

コ) 将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将

来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている⁵⁸ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額⁵⁹及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする⁶⁰。

a 算定区分

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に記載されて

⁵⁸ 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料(同条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)及び精算接続料(同条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。)を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

⁵⁹ 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。

⁶⁰ 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが見られる場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に係る1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。

いる営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

b 算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、**第二種指定**設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

c 精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

精算接続料が予測接続料を上回ることによってMVNOによる二種指定事業者への追加的な支払が生じる場合には、MVNOからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等MVNOへの負担軽減を図るための措置を二種指定事業者が自主的に行うことが望ましい。なお、当該措置に伴う債権保全措置を講ずる場合には、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』にのっとることが求められる。

d MVNOへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第34条第7項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

- ・ 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

3) MNO等によるMVNOの兼営

MNO又はMNOの関係法人等（当該MNOの特定関係法人又は当該MNOを特定関係法人とする者をいう。以下同じ。）が他のMNOのネットワークを利用してMVNOを運営すること（以下「MVNO運営」という。）については、事業法上禁止されておらず、行い得る。ただし、MNOが、有限希少な電波の割当を受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、MNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である。

MNO又はMNOの関係法人等によるMVNO運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第29条第1項第10号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる。例えば、MNO又はMNOの関係法人等によるMVNO運営が行われる場合であって、当該MNOにおいて、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為⁶¹が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるときや、当該MNOにおいて、MVNO運営を通じて得た他のMNOに関する情報について、その目的外利用が行われるときは、公正競争上の弊害を引き起しているものと判断される。

また、上述のとおり、MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域にお

⁶¹ 例えば、当該MNOにおいて、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備を行わないことは、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠」に該当するものと判断される。また、例えば、収益性の低い地域において、当該MNOの基地局整備状況が、当該MVNO運営に係るネットワークを提供する他のMNOの基地局整備状況と比べて著しく劣っている状況が長期に渡り継続している場合は、合理的な理由がある場合を除き、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為」に該当するものと判断される。

いて基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合は、事業法第32条の接続応諾義務の例外に該当することとなる。

4) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下~~3-4~~）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ① MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVNOであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかに問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい⁶²。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVN

⁶² MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（15頁）を参照）。

（例）

- ・ MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別のかつ煩雑な協議を強いること。
- ・ MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
- ・ MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
- ・ 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

○に通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

MNOが卸電気通信役務の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者の開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある⁶³。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項(接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等) ・ MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項(サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別ト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが提供するサービスの原価
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようとする付加価値サービス部分に係る事業計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

⁶³ MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある(事業法第29条第1項第10号)。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となることがある(事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項)。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となる。

(例)

- ・ MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

ラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等)	
・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）	

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる。

ウ 接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続等関連情報」という。）⁶⁴について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供（以下「接続等関連情報の目的外利用」という。）⁶⁵が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある。

MNOによるMVNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。

MVNOによるMNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、MNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、MNO及びMVNOは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ⁶⁶、それを怠った場合であって、事業の運営が適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

⁶⁴ 例えば、新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況等がこれに該当する。

⁶⁵ 例えば、自己の営業目的での利用、自己の特定関係法人への提供がこれに該当する。

⁶⁶ 接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び入手した日時等の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。

エ ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる(事業法第29条第1項第2号)。

オ MVNOによる端末の調達

MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準⁶⁷を満たす必要がある(電波法に係る事項については、「3 電波法に係る事項」を参照。)

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない(事業法第52条)こととされており、MVNOが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をMNOのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる。

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験(以下「事前確認試験」という。)等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認

⁶⁷ 事業法第69条及び「端末設備等規則」(平成16年総務省令第44号)並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/)、「無線基準認証制度」(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/>)を参照。

試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第7号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、MVNOから要望があった場合には、開示しなければならない。

また、MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

そうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第29条第1項第2号）の対象となる場合がある。

カ 電気通信番号の適切な管理

（ア）電気通信番号の使用

移動通信サービスの提供に当たり使用する電気通信番号について、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。総務大臣から指定を受けるためには、当該移動通信サービスを自ら提供するための基地局の無線局免許等⁶⁸を有することが必要とされており（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3の表電気通信番号の使用に関する条件欄）、当該無線局免許等を有しないMVNOに対し、直接、電気通信番号が指定されることはない⁶⁹。

このため、MVNOがMNOの電気通信回線設備に接続される端末等を利用

⁶⁸ 基地局の免許のほか、予備免許を含む。また、移動通信サービスに係る特定基地局の開設計画の認定を受けている場合を含む。

⁶⁹ 電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSHについては、MVNOが指定を受けることが可能である。また、例えばMVNOがMNOと接続してIP電話サービスを提供する場合には、MVNOが、直接、同表第6号に掲げる特定IP電話番号(050から始まる番号)の指定を受けることが可能である。また、MVNOがMNOと接続してFMCサービスを提供する場合には、MVNOが、直接、同表第7号に掲げるFMC電話番号(060から始まる番号)の指定を受けることが可能である。

者に提供して役務提供を行う場合であっても、~~事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象はMNOである。~~

~~したがって、MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を通じて電気通信番号の提供を受け、当該番号を使用した受けサービスを提供する場合、事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象は電気通信役務の提供元であるMNOであることから、MVNOは、当該電気通信役務の提供元であるMNOに付与された電気通信番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において締結される卸電気通信役務契約において電気通信番号の使用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、あくまでMVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である⁷⁰。~~

また、MVNOがMNOと接続してサービスを提供する場合、MVNOの利用者は、MVNOからだけではなく、無線ネットワーク等MNOの役務提供区間において、MNOからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電気通信番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られる（付番される）こととなる。

(イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

移動通信サービスの提供に当たり音声伝送携帯電話番号を使用する場合には、双方向での番号ポータビリティを可能としなければならない（電気通信番号計画第3の表電気通信番号の使用に関する条件欄）。この義務はMNO及びMVNOに等しく課せられたものであり、両者間で協議した上で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、番号ポータビリティ受付の対応その他の番号ポータビリティの実施において必要な措置を行わなければならない。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、

⁷⁰ MNOが電気通信番号の指定を受ける際には、MVNOの需要の見込みを自らの電気通信番号の算定の根拠に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその算定の根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。

キ 障害情報の提供

昭和62年郵政省告示第73号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。

また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

6) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

ア 法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

イ 意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（07年12月）⁷¹に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第29条に基づく業務改善命令等）を講じる。

ウ 協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該MVNOは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項並びに第39条において準用する第35条第3項及び第4項）。

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合その他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第154条第1項）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について

⁷¹ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第155条第1項）。

なお、上記の手續の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル 紛争処理の制度と実務」⁷²を参照。

(3) MVNOと利用者との間の関係

1) MVNOと利用者との間の契約関係⁷³

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手續は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項）。

- ① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
- ③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
- ④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
- ⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

⁷² https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

⁷³ 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。

なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（15頁）を参照。

また、MVNOが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、MVNOがこれらの情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第4条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、MVNOは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成29年総務省告示第152号）が適用される。MVNOがMNOの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、MVNOが利用者の個人データ又は通信の秘密に係る個人情報をMNOに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン第15条）。

この場合において、MVNOは、個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない⁷⁴。

また、MNOはMVNOから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するMVNOは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

⁷⁴ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html）参照

なお、MVNOとMNOとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきMVNOに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）第2条ただし書⁷⁵において、同法の適用を受ける携帯音声通信役務から除外されているため、MNOは、当該契約の締結に際して、MVNOに対して本人確認等を行う必要はない。

2) 消費者保護規律

一般消費者向けの主要な移動通信サービス⁷⁶（法人契約⁷⁷等を除く。以下この2）において同じ。）を提供するMVNOは、次に掲げる規律の対象となる。なお、①、③、④及び⑤の規律については、MVNOに係る契約の媒介等を業として行う者も対象となる。

① 提供条件概要説明義務（事業法第26条）

主要な移動通信サービス⁷⁶の提供に関する契約の締結をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要について利用者に説明しなければならない（事業法第26条）⁷⁸。

② 書面の交付義務及び初期契約解除制度（事業法第26条の2及び第26条の3）

主要な移動通信サービス⁷⁶の提供に関する契約の締結後に契約締結書面を利用者に交付しなければならない（事業法第26条の2）。さらに、一部のサービスにおいて利用者は、当該書面受領後等から8日間は、電気通信事業者の合意なく契約解除できることとしている（初期契約解除制度（事業法第26条の3））⁷⁸。

③ 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第26条の4）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さい電気通信役務に係る

⁷⁵ 「法第2条第2項の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信役務の提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供される電気通信役務であって、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務とする。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条）

⁷⁶ 事業法第26条第1項第1号及び第3号の指定された電気通信役務のことを言い、携帯電話端末サービス（スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス）及び無線インターネット専用サービス（タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの）が含まれる。

⁷⁷ 法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）営利を目的としない非営利の法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

⁷⁸ 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）を参照。

ものを除く。)の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への周知義務が課されている(事業法第26条の4第1項)⁷⁸⁶⁵。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ総務大臣に届け出ることとされている(事業法第26条の4第2項)⁷⁸⁶⁵。

④ 苦情等処理義務(事業法第27条)

主要な移動通信サービス⁷⁶⁶³の利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない(事業法第27条)⁷⁸⁶⁵。この場合、MVNOに寄せられた苦情及び問合せが、MNOの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、MNOはMVNOと協力して対応する必要がある。

⑤ 不実告知等の禁止(事業法第27条の2第1号)

主要な移動通信サービス⁷⁶⁶³の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの⁷⁹について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止(事業法第27条の2第1号)されている⁷⁸⁶⁵。

⑥ 勧誘継続行為の禁止(事業法第27条の2第2号)

主要な移動通信サービス⁷⁶⁶³の提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思(契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。)を表示した場合、勧誘を継続する行為が禁止(事業法第27条の2第2号)されている⁷⁸⁶⁵。

⑦ 代理店に対する指導等の措置義務(事業法第27条の3)

電気通信事業者には、代理店の業務を監督する責任者の選任等の代理店への指導等の措置⁸⁰を行う義務(事業法第27条の3)が課されている。

なお、総務大臣は、事業法第26条、第26条の2、第26条の4、第27条、第27条の2及び第27条の3の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている(事業法第29条第2項)。

⁷⁹ 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」などの契約の締結を必要とする事情(いわゆる「動機」に当たるもの)に関する事項も含まれる。

⁸⁰ 措置の具体的な内容は、下記の①から⑦のとおり。

① 媒介等業務(以下この注において「業務」という。)を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置

② 業務の実施状況を監督する責任者の選任

③ 業務手順等文書(適切な誘引の手段に関する記載を含む)の作成、研修の実施等

④ 業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等

⑤ 利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理

⑥ 業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等

⑦ 各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

(4) その他

MVNOは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

1) 業務協定の認可の申請

MVNOの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

2) 通信量等の報告

上記1)の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項第7項及び第5条）。

3) 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあつては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあつては事前に届け出を要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があつた場合には報告を要する（事業法第16条第2項及び第3項及び第4項、事業法施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡があつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、事業法施行規則第11条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出の必要がある（事業法第18条第2項）。

4) 契約数等の報告

ア 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上⁸¹であるMVNOは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の2）。

具体的な報告内容は、次のとおり。

- ・提供元事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名）
- ・区分ごとの契約数（再卸⁸²、SIMカード型⁸³、通信モジュール⁸⁴、単純再販⁸⁵及びその他⁸⁶）
- ・他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のMVNOの名称（契約数3万以上と3万未満の別）

本規定は、平成28年3月22日の報告規則改正により適用となる。改正前はMNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者（以下「一次MVNO」という。）のうち、契約数3万以上の事業者に報告義務が適用されていたが、報告規則改正により、契約数が3万以上の全てのMVNOに報告義務が適用されることとなる。

イ 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO（他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNOであって、他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のMVNOの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の2の2）。

5) 電気通信番号の使用状況の報告

電気通信番号を使用しているMVNOは、毎年度、電気通信番号の使用状況等について総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第8条及び様式第2-8の3又は様式第2-8の4）。

⁸¹ 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。

⁸² 仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。

⁸³ SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）、その契約数。

⁸⁴ 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。

⁸⁵ MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。

⁸⁶ 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照）。）が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する⁸⁷。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「MVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある⁸⁸。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる（電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項）。

また、MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第76条第5項第4号）。

この他、MVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVNOの利用者が

⁸⁷ MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

⁸⁸ 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（1）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域⁸⁹に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第29条第1項各号）。

（2）国際ローミング

MVNOの利用者が提供を受ける国際ローミングサービスについては、MNOと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、MVNOにおいて、特段の行政手続を要しない。

MVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5第1項及び第2項）。

- ① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

⁸⁹ 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO

(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設計画において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合⁹⁰、開設計画の認定を受けたMNOは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁹¹、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）⁹²。

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、事業法第12条の2の登録の更新又は事業法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない⁹³。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

⁹⁰ 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（平成30年総務省告示第34号）においては、既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

⁹¹ 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針においては、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。当該規定により、認定開設者から提出された書類について、本開設計画及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされており、MVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況についても当該報告の対象となっている。

⁹² 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設計画の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

⁹³ 例えば、平成21年6月10日付け3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者が、事業法第9条の電気通信事業の登録又は事業法第13条の変更登録を受ける場合には、①MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、②コンテンツ配信事業者等に対しても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、③①及び②の実施状況について、総務大臣に報告することを条件として付しているなど、特定基地局の開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を踏まえた条件を付していることがある。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の15第1項）⁹⁴。

⁹⁴ このほか、当該MNOが、①事業法第9条の登録又は変更登録を拒否された場合、②事業法第9条の登録がその効力を失った場合、③その電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があった場合には総務大臣は、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができることとされている（電波法第27条の15第2項）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

(全般〔代表窓口〕)

MVNO支援相談センター（料金サービス課内） TEL. 03-5253-5845

(事業法関係)

電気通信事業部 事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）
TEL. 03-5253-5835

（報告規則関係） TEL. 03-5253-5947

料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）
TEL. 03-5253-5845

データ通信課（事業法に基づく届出関係）
TEL. 03-5253-5852

電気通信技術システム課番号企画室（電気通信番号関係）
TEL. 03-5253-5859

(電波法関係)

電波部 電波政策課 TEL. 03-5253-5873

移動通信課 TEL. 03-5253-5893

図 1

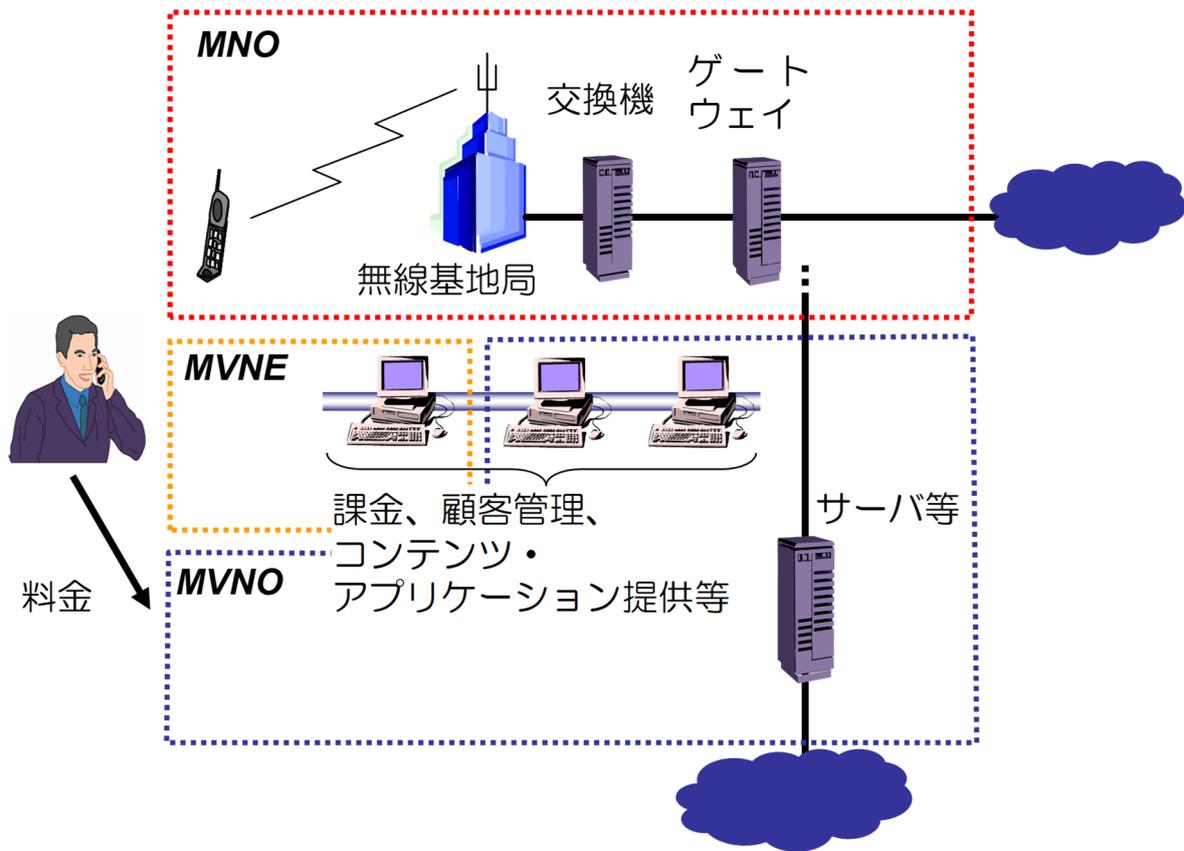
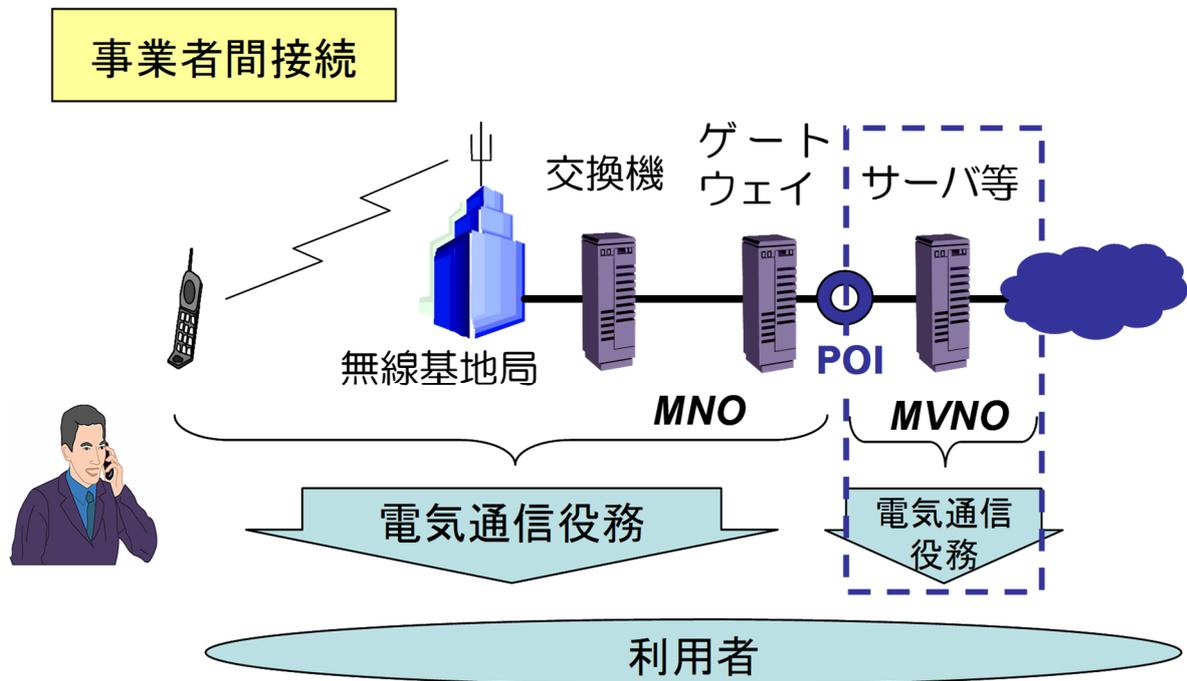
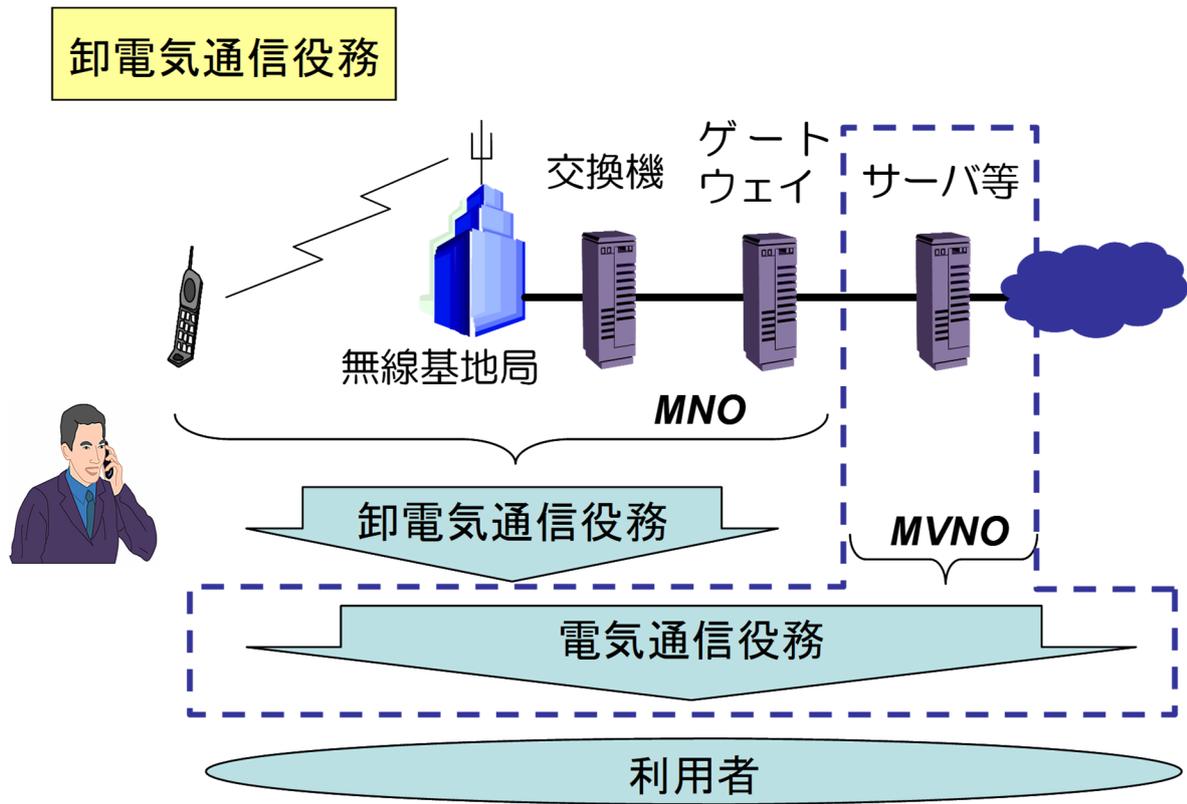


図 2



NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務
に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン

平成27年2月策定

平成28年5月改定

令和元年5月改定

令和元年9月改定

令和5年〇月改定

総務省

目次

1 本ガイドライン策定・改定の背景	2
2 本ガイドラインの対象となる第一種特定卸役務の範囲	3
3 本ガイドラインの目的と位置付け	4
4 第一種特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律	5
(1)卸提供事業者に適用される主な規律	5
(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律	6
(3)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律	7
(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律	8
5 電気通信事業法上問題となり得る行為	8
6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為	8
(別表)電気通信事業法上問題となり得る行為	10
(1)第一種特定卸役務について卸提供事業者が行う行為	10
(2)第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)が行う行為	13
(3)第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為	15
(4)第一種特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為	17

1 本ガイドライン策定・改定の背景

平成 26 年 5 月、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）が平成 26 年度第 3 四半期以降に光アクセス回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）を提供すると発表した。

サービス卸は、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（平成 26 年 12 月 18 日。以下「答申」という。）において、「世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされている。

一方で、サービス卸は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務であること、また、その役務の提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されており、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響が大きいこと、さらに、一般の利用者に対する事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸に関する料金その他の提供条件が重要となることから、答申では、「その提供形態や提供内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがある。」とされ、次のとおり、総務省における対応を求めている。

- ① 「サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」
- ② 「サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。
 - ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。
 - ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な

組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。」

また、サービス卸に関しては、その卸電気通信役務の提供を受けた多数の電気通信事業者等によって活発な営業活動がなされ、特に役務の提供開始当初においては、電気通信役務の提供を受けて固定通信サービスに新たに参入する電気通信事業者による営業活動が集中し、不適切な営業活動に係る苦情・相談が増加するとの懸念が示されているところ、電気通信事業法における消費者保護ルールの見直し・充実について提言した「ICT サービス安心・安全研究会 報告書」（平成 26 年 12 月）において、電気通信市場に新たな電気通信事業者が参入した場合であっても、既存の他の電気通信事業者と同様に、消費者保護ルールの見直し・充実による新たな制度・規律を含め、電気通信事業法上の義務を遵守する必要があることに何ら変わりがないことに留意することが適当であるとされている。

さらに、上記答申等を踏まえ、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）により、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する事後届出制及び総務大臣による整理・公表制度や、契約後の書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知の禁止・勧誘継続行為の禁止等の利用者保護規律（消費者保護に関連する規定）が整備されたところである。

今般、平成 27 年 2 月、サービス卸に関して、上記答申の指摘、関連する法制度の整備等を踏まえ、NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務（以下「特定卸役務」という。）について、電気通信事業法の適用関係をガイドラインとして定め、公表することとしたものである。

その後、「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 70 号、令和 5 年 6 月 16 日施行）により、サービス卸は「特定卸電気通信役務」と位置づけられることとなったため、特定卸電気通信役務に関する電気通信事業法の適用関係を明らかにするため、本ガイドラインを改正するものである。

2 本ガイドラインの目的と位置付け本ガイドラインの対象となる卸電気通信役務の範囲

本ガイドラインの対象となる第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務（以下「第一種特定卸役務」という。）は、次のとおりとする。

- 多数の一般の利用者に FTTH アクセスサービス等¹を提供する電気通信事業者に対して NTT 東西が提供する卸電気通信役務

¹ 例えば、特定卸電気通信役務である光 IP 電話（光回線電話を除き、双方向番号ポータビリティが実現されるまでのものに限る。）等が該当する。

3 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、第一種特定卸役務を提供する電気通信事業者（以下「卸提供事業者」という。）²、卸提供事業者から第一種特定卸役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）³及び卸先事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「卸先契約代理業者」という。）⁴の行う行為について、電気通信事業法の適用関係を明確化することを目的とし、具体的には、同法第 29 条の業務改善命令や同法第 30 条及び第 31 条の禁止行為違反に対する停止・変更命令等の対象となり得る行為、同法第 38 条の 2 の特定卸電気通信役務の提供義務及び情報提示義務に係る具体的な考え方等を整理・類型化して例示すること等により、第一種特定卸役務に関する料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保や、利用者利益の保護、同法の運用の一層の透明化を図り、もって、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するために定め、公表するものである。

また、本ガイドラインは、第一種特定卸役務が一般の卸電気通信役務とは異なる特徴を持つことを踏まえ、第一種特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為を整理・類型化して例示するものであり、本ガイドラインと同様に電気通信事業法上問題となり得る行為を電気通信事業一般について例示している「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 28 年 5 月 20 日改定。以下「共同ガイドライン」という。）や、平成 28 年 3 月に全面改定され同法における消費者保護関連規定の内容を解説するとともに当該規定に関連して電気通信事業者等が自主的にとることが望ましいと考えられる対応について示した「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（以下「消費者保護ガイドライン」という。）も、第一種特定卸役務について当然に適用されることに留意が必要である。

なお、本ガイドラインで列挙される「電気通信事業法上問題となり得る行為」は、あくまでも例示であり、電気通信事業者及び卸先契約代理業者の個別具体的な行為が電気通信事業法の関係規定に抵触することとなるか否かについては、同法の規定に照らし個別の事案ごとに判断されるほか、本ガイドラインに列挙されていない行為であっても、業務改善命令等の対象となる場合もあることにも留意が必要である。

今後、総務省においては、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、第一種特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本ガイドラインを適宜機動的に見直すこととする。

² ~~平成 28 年 5 月現在では~~、NTT 東西がこれに該当する。

³ ~~平成 28 年 5 月現在では~~、NTT 東西から 第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から 第一種特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供（いわゆる再卸）を受ける電気通信事業者も含む。

⁴ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。

3 ~~本ガイドラインの対象となる特定卸役務の範囲~~

~~本ガイドラインの対象となる特定卸役務は、次のとおりとする。~~

- ~~・ 多数の一般の利用者に FTTN アクセササービス等⁵を提供する電気通信事業者に対して NTT 東西が提供する卸電気通信役務~~

4 第一種特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律

(1) 卸提供事業者に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、卸提供事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 指定電気通信役務に関する規律(電気通信事業法第 20 条等)

第一種特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、「指定電気通信役務」に該当するものである⁶。

指定電気通信役務については、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものであることから、卸提供事業者による不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性や透明性を確保するため、契約の相手方との合意がない場合に適用される「保障契約約款」の事前届出義務（電気通信事業法第 20 条第 1 項）や公表義務（同法第 23 条第 1 項）等が課されている。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。

この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸提供事業者が適正なコストを著しく下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して電気通信事業を営む他の電気通信事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており（電気通信事業法第 29 条第 1 項）、これらは、第一種特定卸役務の相対契約の料金その他の提供条件についても適用される。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条、第 31 条)

⁵ ~~例えば、特定卸電気通信役務である光 IP 電話(双方向番号ポータビリティが実現されるまでのものに限る。)等が該当する。~~

⁶ 指定電気通信役務に該当しないサービスも一部存在する。

第一種特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は第一種指定電気通信設備であり、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制（電気通信事業法第30条第4項、第31条第2項）の適用対象とされており、第一種特定卸役務の提供の業務についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止される⁷。

④ 第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度（電気通信事業法第38条の2及び第39条の2）

第一種特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備であることから、当該設備を用いる卸電気通信役務である第一種特定卸役務に関する料金その他の提供条件等の適正性、公平性を確保するため、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、第一種特定卸役務の提供の業務を開始・変更・廃止したときは、その旨、卸電気通信役務の種類、料金その他の提供条件等⁸の届出義務（電気通信事業法第38条の2第1項）が課されている。また、当該届出に関して総務大臣が作成し、又は取得した情報については、第一種特定卸役務に関する一定の透明性を確保するため、総務大臣が整理・公表するものとされている（同法第39条の2）。

更に、第一種特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務であり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない⁹ことから、「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号）により新設された同法第38条の2第2号に規定される「特定卸電気通信役務」に該当するものである。

特定卸電気通信役務については、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者にも用いられる役務でありながら、長期にわたる卸料金の高止まりが指摘されており、十分に競争が働く環境が実現されてこなかった状況を是正するため、役務提供義務（同号）及び卸先事業者に対する卸料金の算定方法等、契約締結に関する協議の円滑化に資する事項¹⁰の提示義務（同条第3項）が課されており、情報提示義務に違反した卸提供事業者に対しては、総務大臣は、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（同条第4項）。

⁷ 禁止行為規制適用事業者が禁止行為を行った場合、総務大臣が当該行為の停止又は変更を命令することが可能とされている（電気通信事業法第30条第5項、第31条第4項）。

⁸ 電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に掲げる事項。

⁹ 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務については、電気通信事業法施行規則第25条の7の5で定める。

¹⁰ 電気通信事業法施行規則第25条の7の6に規定する事項。

(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定により指定された電気通信事業者をいう。以下同じ。）以外の卸先事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護規律(電気通信事業法第 26 条等)¹¹

ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、消費者保護ガイドラインを参照する必要がある。

- ・ 契約前の説明義務(電気通信事業法第 26 条)
- ・ 書面交付義務(電気通信事業法第 26 条の2)
- ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第 26 条の3)
- ・ **※第一種**特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。
- ・ 業務の休廃止の周知義務(電気通信事業法第 26 条の4第1項)
- ・ 苦情等処理義務(電気通信事業法第 27 条)
- ・ 不実告知等の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第1号)
- ・ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第2号)
- ・ 勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第3号)
- ・ **その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第4号)**
 - ・ **利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止(電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 13 の2第1号)**
 - ・ **期間拘束契約に係る違約金等の制限(電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 13 の2第2号)**
- ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法第 27 条の4)

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸先事業者が適正なコストを下回る料金を設定することにより、競争事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされてお

¹¹ 卸先事業者が電気通信事業法第 26 条、第 26 条の2、第 27 条、第 27 条の2及び第 27 条の3及び第 27 条の4の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている(同法第 29 条第2項)。また、同法第 26 条の4第1項に違反した場合、これにより利用者の利益を阻害しているときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能である(同法第 29 条第1項第 12 号)。

り（電気通信事業法第 29 条第 1 項）、これらは、第一種特定卸役務を利用して提供される電気通信役務に関する料金その他の提供条件についても適用される。

(3) 卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者たる卸先事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護関連規定(電気通信事業法第 26 条等)

上記(2)①のとおり。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

上記(2)②のとおり。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条)

卸先事業者が市場支配的な電気通信事業者である場合¹²、当該事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項）の適用対象とされており、第一種特定卸役務の提供を受けて行う業務についても、当該電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対する不当な優先的取扱い等が禁止される。

(4) 卸先契約代理業者に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約前の説明義務、不実告知等の禁止、自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止及び勧誘継続行為の禁止であり、卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある¹³。また、卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用される。

5 電気通信事業法上問題となり得る行為

卸提供事業者、卸先事業者又は卸先契約代理業者が第一種特定卸役務に関して行う行

¹² 電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定により指定される電気通信事業者をいう。

¹³ 卸先契約代理業者が電気通信事業法第 73 条の 3において準用する第 26 条及び第 27 条の 2 の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（電気通信事業法第 73 条の 4第 29 条第 2 項）。

為について、別表の左欄に掲げる行為は、同表の右欄に掲げる電気通信事業法の規定（上記3に記述した第一種特定卸役務に関して適用される同法の主な規律）との関係で同法上問題となり得るものである。

6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

第一種特定卸役務は卸先事業者を通じて多数の一般の利用者へのサービスの提供が想定されるものであり、また、従来電気通信事業法の適用を受けてこなかった新規の卸先事業者や卸先契約代理業者の参入が想定される場所、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、本ガイドラインの遵守に加えて、次の措置を講ずることが適当である。

- ・ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。
- ・ 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。

電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) **第一種**特定卸役務について卸提供事業者¹⁴が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者¹⁶のみを対象とした割引料金を設定することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。 ※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、料金等の水準が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になる際、移動通信事業者に対する料金等が同一でない場合は不当な優先的取扱い等に該当するおそれが大きく、料金等が同一でない根拠について特に明確かつ合理的な説明が求められる。 ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引¹⁷を行うこと。 ・第一種特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せず設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該第一種特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。 ・第一種特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト¹⁸を下回る料金¹⁹を設定すること。 ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に 	<p>第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号</p>

¹⁴ 平成28年5月現在では、NTT東西がこれに該当する。

¹⁵ **第一種**特定卸役務に対しては、表中に記載されている行為の例示のみならず共同ガイドラインに記載されている例示も適用されることに留意が必要である。

¹⁶ 自己の関係事業者とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定する特定関係法人をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。なお、この定義は共同ガイドラインと同じものとなっている。

¹⁷ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による**第一種**特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

¹⁸ **第一種**特定卸役務の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

¹⁹ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された**第一種**特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p>対する料金よりも高い料金²⁰を設定すること。</p>	
<p>② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ・第一種特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ・第一種特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ・第一種特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>⑤競争阻害的な情報収集 ・第一種特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。</p>	第29条第1項第10号

²⁰ 脚注 [4619](#) に同じ。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p>⑥情報の目的外利用</p> <p>・<u>第一種</u>特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 2 号 第 29 条第 1 項第 10 号 第 30 条第 4 項第 2 号</p>
<p>⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・自己又は自己の関係者を通じて提供される<u>第一種</u>特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	<p>同上</p>
<p>⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉</p> <p>・<u>第一種</u>特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、<u>第一種</u>特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく<u>第一種</u>特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 5 号 第 29 条第 1 項第 10 号 第 30 条第 4 項第 3 号</p>
<p>⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・<u>第一種</u>特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 2 号 第 29 条第 1 項第 12 号 第 31 条第 2 項第 2 号</p>
<p>⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否</p> <p>・<u>第一種</u>特定卸役務について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>卸提供事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障があること</u> 2) <u>当該第一種特定卸役務の提供が卸提供事業者の利益を不当に害するおそれがあること</u> 3) <u>当該第一種特定卸役務の提供に関する契約の申入れをした他の電気通信事業者がその第一種特定卸役務の提供に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあること</u> 4) <u>当該第一種特定卸役務を提供に応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であること</u> <p>といった電気通信事業法第 32 条及び電気通信事業法施行規則第 23 条に規定する電気通信回線との接続を拒める場合²¹と同等の正当な理由がないのに、他</p>	<p><u>第 38 条の 2 第 2 項</u> <u>第 38 条の 2 第 3 項</u></p>

²¹ ①電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、②当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき、③電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき、④電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p><u>の電気通信事業者への提供を拒むこと。</u></p> <p>・<u>第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、契約締結に関する協議の円滑化に資する事項²²について、</u></p> <p>1) <u>当該事項が、卸提供事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかであること、</u></p> <p>2) <u>当該事項が、卸提供事業者が提供する役務(卸電気通信役務を除く。)の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害すること</u></p> <p><u>といった正当な理由がないのに、当該申入れをした電気通信事業者への提示を拒むこと。</u></p> <p>※ <u>単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由にはあたらない。</u></p>	

(2) 第一種特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者を除く。）²³が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <p>・<u>第一種特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、第一種特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金²⁴を設定すること。</u></p> <p>※ <u>移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり、第一種特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせ料金を設定を行って提供する場合(いわゆるセット割引)において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</u></p> <p>・<u>第一種特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に(第一種特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する</u></p>	<p>第 29 条第 1 項第 5 号 第 29 条第 1 項第 11 号</p>

²² 脚注 10 に同じ。

²³ 平成 28 年 5 月現在では、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者(株式会社 NTT ドコモを除く。)、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供(いわゆる再卸)を受ける電気通信事業者も含む。

²⁴ 脚注 4619 に同じ。

場合を含む。)、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、 第一種 特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。	
②契約前の説明義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第2章の解説を参照。	第26条
③書面交付義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第3章の解説を参照。	第26条の2
④業務の休廃止の周知の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第8章の解説を参照。	第26条の4第1項
⑤苦情等の処理の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第5章の解説を参照。	第27条
⑥不実告知、事実不告知 ・消費者保護ガイドライン第6章第1節の解説を参照。	第27条の2第1号
⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・消費者保護ガイドライン第6章第2節の解説を参照。	第27条の2第2号
⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・消費者保護ガイドライン第6章第3節の解説を参照。	第27条の2第3号
⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・ <u>消費者保護ガイドライン第6章第4節の解説を参照。</u>	<u>第27条の2第4号</u>
⑨⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。	第27条の4

(3) 第一種特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者に限る。）²⁵が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
① 競争阻害的な料金の設定等 ・ 第一種 特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際(卸先契約代理業者等への委託等による場合も含む。)に、自己の関係事業者(当該市場支配的な電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定したものに限る。以下(3)において同じ。)のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。 ・(2)に同じ。	第29条第1項第5号 第29条第1項第11号 第30条第3項第2号
② 排他的な割引サービス ・ 第一種 特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供すること。 ・ 第一種 特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己のサービスと自己の関係事業者のサービスを組み合わせて、割引サービスを提供すること。	第30条第3項第2号
③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務 ・ 第一種 特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、自己の関係事業者と一体となって排他的な業務を行うこと(電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る)。	同上
④ 契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第26条
⑤ 書面交付義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第26条の2
⑥ 業務の休廃止の周知の履行不十分 ・(2)に同じ。	第26条の4第1項
⑦ 苦情等の処理の履行不十分 ・(2)に同じ。	第27条
⑧ 不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第27条の2第1号
⑨ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・(2)に同じ。	第27条の2第2号
⑩ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	第27条の2第3号

²⁵ 平成28年5月現在では、NTT東西から**第一種**特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する株式会社NTTドコモがこれに該当する。また、株式会社NTTドコモが、NTT東西から**第一種**特定卸役務の提供をうけた卸先事業者から当該役務の提供(いわゆる再卸)を受けて行う行為も含む。

・(2)に同じ。	
⑪その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・(2)に同じ。	第27条の2第4号
⑫卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・(2)に同じ。	第27条の4

(4) **第一種**特定卸役務について卸先契約代理業者²⁶が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	<u>第73条の3において準用する第26条第26条</u>
②不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	<u>第73条の3において準用する第27条の2第1号第27条の2第1号</u>
③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・(2)に同じ。	<u>第73条の3において準用する第27条の2第2号第27条の2第2号</u>
④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	<u>第73条の3において準用する第27条の2第3号第27条の2第3号</u>
<u>④ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止</u> ・(2)に同じ。	<u>第73条の3において順応する第27条の2第4号</u>

※ 卸先契約代理業者への指導等について、二次以降の卸先契約代理業者に対しては、その委託元たる卸先契約代理業者においてその委託元たる電気通信事業者等との関係において必要な措置が講じられていることが必要となる。

²⁶ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。